

2026年7月9日

各 位

会社名 三精テクノロジーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 板垣 治
(コード番号 6357 東証スタンダード)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 渡邊 文人
Tel 06-6393-5621 (代表)

譲渡制限付株式（報酬）としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月6日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 37,684株
(3) 処分価額	1株につき 2,487円
(4) 処分総額	93,720,108円
(5) 割当予定先	取締役6名 14,076株 執行役員14名 7,845株 従業員37名 7,954株 当社の国内主要子会社の取締役7名 4,627株 当社の国内主要子会社の執行役員11名 3,182株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

そのうえで、2025年6月27日開催の第75期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とするこ

と、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 70,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 50 百万円以内とすること等につきご承認をいただきました。

加えて、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び理事職（プリンシパルを含む。以下同じ。）又は部長職（シニアエキスパートを含む。以下同じ。）にある従業員にも譲渡制限付株式を付与することとしております。

以上の経緯を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 6 名、執行役員 14 名及び理事職又は部長職にある従業員 37 名に加えて新たに当社の国内主要子会社の取締役 7 名及び執行役員 11 名（以下、あわせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社又は当社の国内主要子会社から金銭（報酬）債権合計 93,720,108 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 37,684 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2026 年 8 月 6 日（以下「本払込期日」という。）から、本契約締結時における対象者の役職に応じて以下①から③までに定める地位のいずれも退任又は退職（ただし、退任又は退職と同時にかかる地位（①から③までに定める全ての地位）のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- ① 当社の取締役又は執行役員 当社の取締役又は執行役員
- ② 当社の理事職又は部長職 当社の理事職又は部長職
- ③ 当社の国内主要子会社の取締役又は執行役員 当社の国内主要子会社の取締役又は執行役員

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が、本契約締結時における対象者の役職に応じて以下の各号に定める期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、（1）に定める地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

- ① 当社の取締役又は執行役員

本払込期日の直前の当社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社の定時株主総会の日までの間（ただし、対象者が当社の国内主要子会社の取締役を兼務する

当社の執行役員（以下「国内主要子会社取締役兼務執行役員」という。）である場合には、本払込期日の直前の当社の定時株主総会の日から翌年に開催される当該国内主要子会社の定時株主総会の日までの間

② 当社の理事職又は部長職

本払込期日の直前の4月1日から翌年の3月31日までの間

③ 当社の国内主要子会社の取締役又は執行役員

本払込期日の直前の当該国内主要子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当該国内主要子会社の定時株主総会の日までの間

(3) 定年による途中退任又は退職

対象者が、本役務提供期間中に、定年（役職定年を含む。）その他当社の取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により（1）に定める地位のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日をもって、契約締結時における対象者の役職に応じて以下の各号に定める数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

① 当社の取締役又は執行役員

本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式（ただし、対象者が国内主要子会社取締役兼務執行役員である場合には、本号に定める「12」を、「本給付期日の直前の甲の定時株主総会の日」の属する月の翌月から翌年に開催される当該国内主要子会社の定時株主総会の日」の属する月までの月数」と読み替えるものとする。）

② 当社の理事職又は部長職

本役務提供期間開始日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、対象者が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式

③ 当社の国内主要子会社の取締役又は執行役員

本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式

(4) 死亡による途中退任又は退職

対象者が、本役務提供期間中に、死亡により（1）に定める地位のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日をもって、対象者が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(5) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(7) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、契約締結時における対象者の役職に応じて以下の各号に定める数の本割当株式につき、これに係る譲渡制限を解除する。

① 当社の取締役又は執行役員

本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式（ただし、対象者が国内主要子会社取締役兼務執行役員である場合には、本号に定める「12」を、「本給付期日の直前の甲の定時株主総会の日」の属する月の翌月から翌年に開催される当該国内主要子会社の定時株主総会の日」の属する月までの月数」と読み替えるものとする。）

② 当社の理事職又は部長職

本役務提供期間開始日を含む月から当該退職日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式

③ 当社の国内主要子会社の取締役又は執行役員

本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,487円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上